

島根県事業承継新事業活動等支援補助金について

中小企業の事業承継を契機とした新たな取組にかかる経費の一部を補助することにより、円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持及び発展を目的とした補助金です。

※本補助金は島根県中小企業課が実施しています。

第4回公募(本年度最終) 令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

【事業概要】

対象者	・後継予定者（65歳未満）が決まっており、5年以内に実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者（代表者が承継時点で65歳未満）
対象経費	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等
補助率	1/2（法認定等がある又は起業者の場合は2/3）
補助上限	100万円（法認定等がある又は起業者の場合は200万円）

※1「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

※2「起業者」とは、一定程度以上の起業創業に関するセミナー等を受講したことが修了証により確認できること。島根県後継者人材バンクに登録している者が後継者不在の事業を引き継いだこと。引き継いだ事業を今後も継続実行すると認められること。以上すべてに該当する者をいう。

本補助金の詳細は島根県 HP (<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>) をご確認ください。



フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的とした法律です。

詳細は、厚生労働省が作成した PDF ファイル (<https://www.mhlw.go.jp/content/001261528.pdf>) をご確認ください。

